平成２３年（フ）第７５８号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―1502号
破産者　ＨＡＺＵＫＩこと　菱田　明美
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５２号
神戸市須磨区一ノ谷町２丁目１番20号　須磨ハイツＡ―３、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目18番15号
破産者　ｆｌｏｏｒ　ｄｅｓｉｇｎｓこと　宮武　茂伸
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県伊丹市野間北６―４―３、住民票上の住所兵庫県伊丹市中野東２丁目71番地９
破産者　横山　一哉
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７号
兵庫県篠山市東吹513番地８
破産者　小嶋　潤一
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
兵庫県加古川市新神野４丁目15番９号
破産者　向日葵こと　五十嵐　雅
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４９号
奈良県天理市杉本町233番地31
破産者　吉本　孝夫
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
佐賀県多久市多久町7065番地31
破産者　中村　友樹
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
佐賀県小城市牛津町牛津831番地３
破産者　福山久美恵
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀5357番地17
破産者　木村　裕樹
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
佐賀県鳥栖市土井町253番地５
破産者　大嶋　克己
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
熊本県熊本市長嶺西２丁目23番13号
破産者　西府　淳二
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３９８号
熊本市龍田町弓削752番地６
破産者　神志那元紀
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４号
埼玉県入間市野田62―２　京信建設寮内、住民票上の住所青森県五所川原市大字漆川字袖掛152番地31　太田マンション５号
破産者　伊藤　　隆
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
岩手県花巻市東和町田瀬10区88番地
破産者　朝倉　ミイ
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２５１号
新潟市東区東中野山７丁目17番17号　シェルハウスＢ201号
破産者　戸叶　和子
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１８号
新潟市江南区元町５―３―20、住民票上の住所新潟市江南区所島２丁目２番58号
破産者　田邊清三郎
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
愛知県犬山市字若宮157番地１　ソレーユ若宮201
破産者　矢口　　敏
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３７０号
京都市北区大宮釈迦谷４番地13
破産者　太田　　隆
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４３号
京都市右京区西院六反田町21番地アメニティー京都一番館１Ｄ号室、住民票上の住所滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺828番地
破産者　窪田　由秀
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係